

福津市特定創業支援事業に関する証明書交付要綱
(平成28年1月28日福津市告示第16号)

(趣旨)

第1条 この告示は、産業競争力強化法(平成25年法律第98号。以下「法」という。)に規定する認定特定創業支援事業により支援を受けたことの証明書の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定創業支援事業計画 法第113条第1項の規定に基づき、市長が作成した創業支援事業に関する計画であって、主務大臣の認定を受けたものをいう。
- (2) 特定創業支援事業 法第2条第25項に規定する特に創業の促進に寄与する事業として経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成26年経済産業省令第1号。以下「規則」という。)第8条第1号から第4号に規定する知識を全て習得できるように支援するものであって、創業を行おうとする者に対して継続的に行われる事業をいう。
- (3) 認定特定創業支援事業 前号に規定する特定創業支援事業のうち、認定創業支援事業計画に記載された事業をいう。
- (4) 認定連携創業支援事業者 認定創業支援事業計画において、市と連携して創業支援事業を実施する市町村以外の者で、国から認定された事業者をいう。
- (5) 創業者 法第2条第23項に規定する者をいう。
- (6) 証明書 認定特定創業支援事業により支援を受けて創業を行おうとする者に対して交付する、規則第7条の規定により当該支援を受けたことを市長が証する書面をいう。

(証明書交付対象者)

第3条 証明書の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、認定特定創業支援事業による支援を受けた者のうち、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 法2条第22項に規定する創業(以下「創業」という。)前の者
- (2) 創業後5年未満の者

(証明書交付申請)

第4条 証明書の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成26年経済産業省令第1号)第7条第1項の規定による証明に関する申請書(別記様式。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(証明書の交付及び手数料)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかにその適否を審査し、適当と認められるときは、証明書を申請者に交付しなければならない。

2 証明書の交付に係る手数料は、無料とする。

(証明書の交付申請期限)

第6条 交付対象者が証明書の交付の申請を行うことができる期間は、最後に認定特定支援事業による支援を受けた日の翌日から起算して1年までの間とする。

(名簿の作成、共有等)

第7条 認定連携創業支援事業者は、創業者が認定特定創業支援事業を修了したときは、当該創業者に係る名簿を速やかに作成し、市長に提出しなければならない。

2 名簿は、書面又は電子データにて作成するものとする。

3 名簿は、市長及び認定連携創業支援事業者間で共有する。

4 市長は、認定連携創業支援事業者から提供された名簿の情報を認定創業支援事業計画に係る目的以外に使用しないものとし、個人情報について、福津市個人情報保護条例(平成17年福津市条例第10号。以下「条例」という。)を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することがないように適正に取り扱うものとする。

5 認定連携創業支援事業者は、第3項に規定する名簿の共有に係る個人情報について、条例を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することがないように適正に取り扱わなければならない。

(証明書交付の取消し)

第8条 市長は、証明書の交付を受けた者が、偽りその他不正の手段により証明書の交付を受けたと認められるときは、証明書の交付によって証した事項を取消することができるものとする。

2 前項の規定により証明を取消された者は、交付された証明書を、直ちに市長に返還しなければならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、証明書の交付について必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年1月28日から施行する。